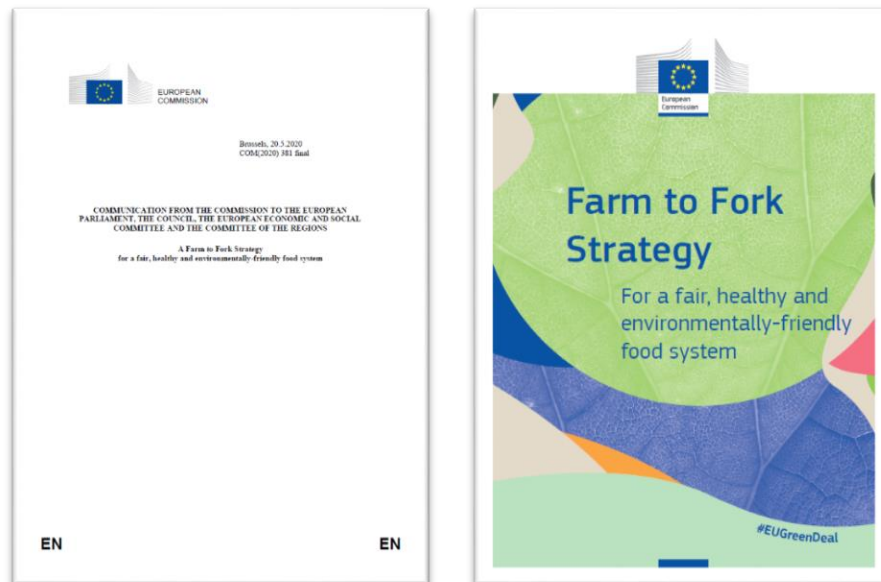


1章 はじめに

本事業の背景・目的

- 2020年5月20日、EUの執行機関である欧州委員会は新農業政策「農場から食卓まで(A Farm To Fork Strategy)戦略」(以下「F2F戦略」という。)を発表した。これはEUの新たな環境・成長戦略である、「欧州グリーンディール政策」の一環であり、農業生産から消費に至るフードシステムの全体を対象としている。F2Fは、同じ日に発表された「EU生物多様性戦略」とともに、EU共通農業政策(CAP)の次期改革に少なからぬ影響を及ぼす可能性がある。
- F2F戦略では、2030年までに「有害性の高い農薬の50%削減、肥料の25%削減、一人当たり食品ロス50%削減」等を掲げ、農業による環境への貢献を前面に打ち出した先進的な内容となっている。今後、EUの意思決定機関である欧州議会や欧州理事会等での議論を踏まえ、欧州委員会がRegulation(法案)を公表する等、詳細が徐々に明らかになる予定である。
- これまでもEUはWTOを始め、国際舞台で先進的な政策を打ち出し、世界のルールメーカーとしての役割を果たしてきており、F2F戦略がグローバルスタンダード化されることも想定され、その結果は我が国にも影響を及ぼす可能性があることから、その動向を注視する必要がある。

欧州委員会のF2F戦略文書



F2F戦略の概念図

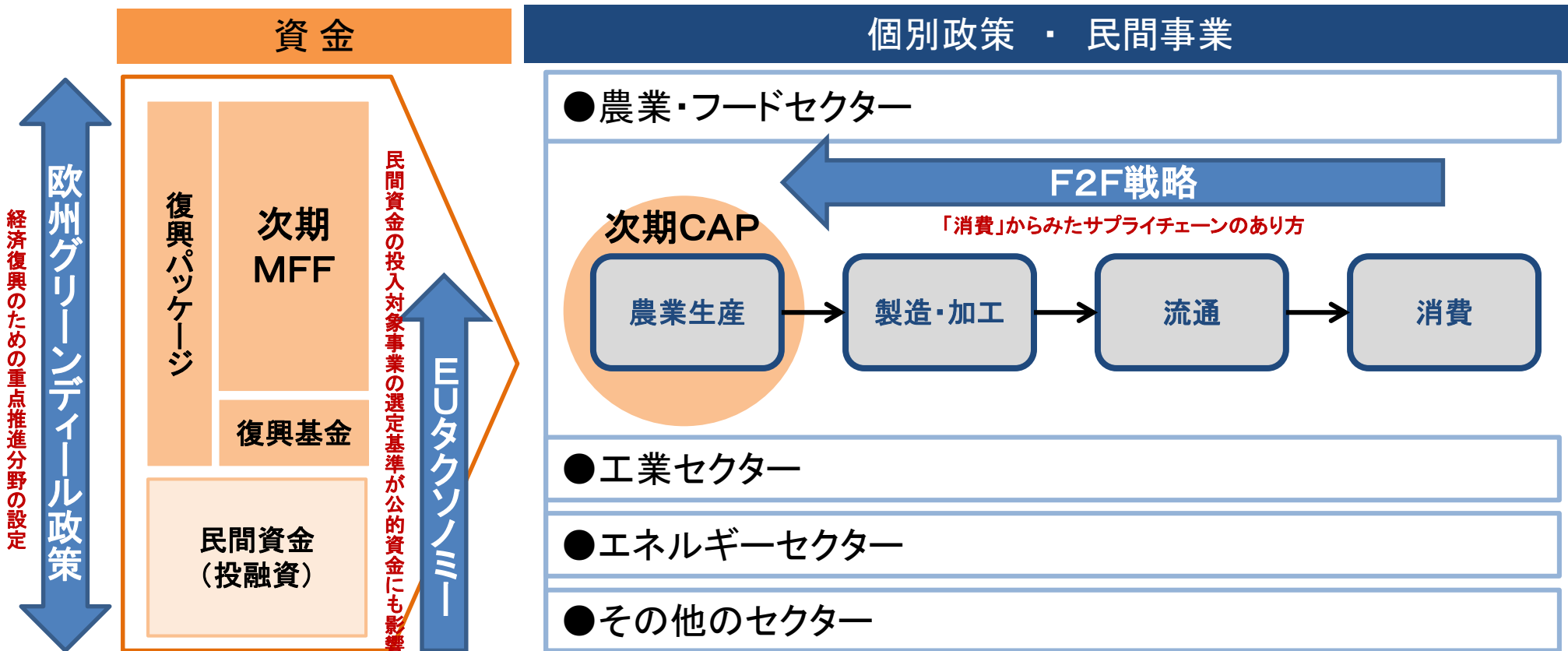


本報告書の構成について

- 本報告書では、まず1章において、F2F戦略及びその上位政策である「欧州グリーンディール」が策定された背景について、欧州議会やEUの行政府にあたる欧州委員会の構成等を中心に概観する。
- 2章では、F2F戦略を包含する「**欧州グリーンディール政策**」及びその関連政策である「**タクソノミー(分類システム)**」、また、関連予算である「**MFF(2021-2027 年度多年度財政枠組み)**」、そして具体的な執行手段である「**次期CAP(特にCAP戦略計画)**」との関係について、それぞれ概要を整理する。
- 3章では、2020年5月に発表された欧州委員会の Communication 文書(政策基本方針)(COM(2020)381)のみでは詳細な内容が不明であることから、文献調査や関係者への聴き取り等に基づき、F2F戦略の各論 詳細について把握する。具体的には、F2F 戦略の欧州委員会・欧州議会及び欧州理事会における議論の状況、業界団体の動向について整理・分析する。また、F2F 戦略における目標のうち、以下の各項目を加盟国に履行させるための具体的な手段及びインセンティブ付け等の実行策を整理する。
 - a) 有害性の高い農薬の使用を 50%削減
 - b) 肥料の使用を 20%削減
 - c) 家畜及び養殖に使用される抗微生物薬の販売を 50%削減
 - d) EUの農地面積に占める有機農業の割合を 25%まで上昇
 - e) 消費段階での一人当たりの食品ロスを 50%削減
 - f) 消費者が健康かつ持続可能な食事を選択できるよう、食品の栄養のみならず気候、環境及び社会的側面までをカバーする新たな食品表示の枠組みを設定
- また、当該分野は、我が国の農業関係者の関心も高いと想定されることから、調査内容に関連したセミナーを2021年2月18日に実施したところ、4章において本セミナーの概要についてご紹介する。
- 5章では、本事業に関する総括を行うとともに、今後のF2F戦略及び関連政策の動向や注視すべきポイントについてまとめる。

欧州グリーンディール政策と関連政策の関係

- 本事業では、F2F戦略を内包する上位政策である「欧州グリーンディール」、及びその関連政策である「EUタクソノミー（分類システム）」、また、関連予算である「次期MFF（2021-2027年度多年度財政枠組み）」、そして具体的な執行手段である「次期CAP（特にCAP戦略計画について）」の現状と課題について調査を実施した。
- 欧州グリーンディールは農業だけでなく、産業全体にわたり、経済振興のための重点推進分野を設定している。この欧州グリーンディールの農業・食の分野における実行手段として策定されたのがF2F戦略である。なお、欧州委員会におけるF2F戦略の管轄は、DG AGRIではなく、DG SANTEである。したがって、F2F戦略は上流の生産というよりは下流の消費から見たサプライチェーンの色合いが強く、政策において生産者への負担が大きいとの批判もある。



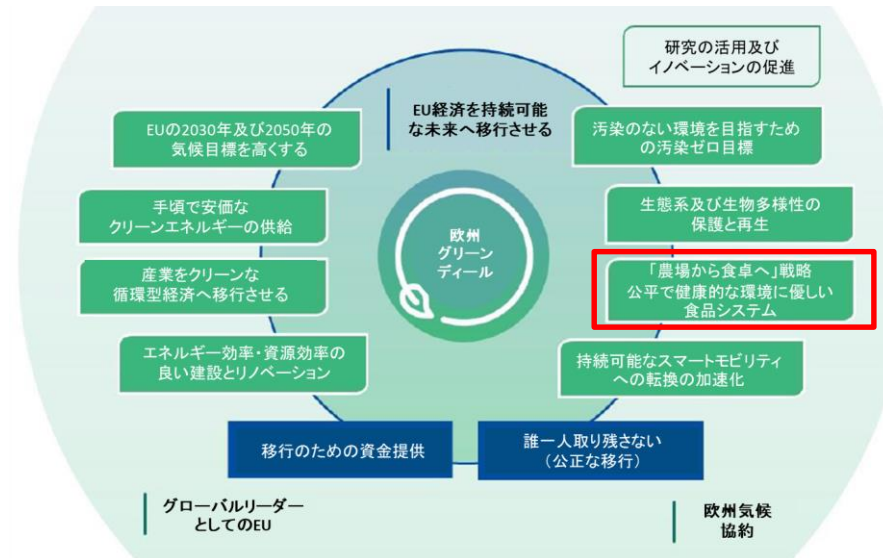
欧州グリーンディールの概要

- F2F戦略は、2019年12月に就任したフォン・デア・ライエン新欧州委員会委員長（任期2019～2024年）が公約の一番目に掲げた目玉政策である「欧州グリーンディール」を実現するため、農業部門において核となる政策である。
- 欧州グリーンディールは、EUの法的イニシアチブ及び政策立案の指針となるロードマップである。フォン・デア・ライエン委員長は、「欧州グリーンディール」を通じて、2050年までにEU経済をカーボンニュートラルにするためのグリーン化と転換を優先させるとしている。2020年を通じて、欧州委員会は同目標を達成するための多くの部門別戦略を発表している。
- 当初より2020年春に具体策を打ち出し、実施される予定であったものだが、今回のCOVID-19の影響を受け、グリーンリカバリーという言葉とともに、ポスト・コロナは気候対策重視という認識が世界中で高まりつつあることから、その重要性が再注目されている。
- 今後、農業部門を含め、EUの政策およびインフラ・技術に対する投資プログラムは欧州グリーンディールを中心に展開すると予想される。このうち、農業・食産業に関する分野であれば、「公平で健康的な環境に優しい食品システム」と「生態系および生物多様性の保護と再生」との関連性が高い。特にF2F戦略は、今後の欧州農業政策において重要なコンセプトになると見込まれている。

欧州グリーン・ディールに関連する主な出来事

日付	内容
2019年12月1日	EU新体制発足
2019年12月11日	欧州グリーンディールの骨子発表
2020年1月14日	欧州グリーンディール投資計画及び移行メカニズムの発表
2020年3月4日	欧州気候法（2050年までに欧州を気候中立にすることが目的）法案提出 欧州気候法行動計画（Action Pact）のパブコメ公募開始（2020年6月17日〆切）
2020年3月10日	欧州産業戦略（European Industrial Strategy）の承認
2020年3月11日	循環経済行動計画（Circular Economy Action Plan）案提出
2020年4月14日	欧州環境大臣とグローバル企業39社のCEOが「グリーンリカバリー・アライアンス」を結成 ※新型コロナからの復興経済対策で気候変動を重視することをEU内外に求めた
2020年5月20日	「農場から食卓へ戦略（Farm to fork strategy）」の発表 欧州生物多様性戦略（EU Biodiversity Strategy）の発表
2020年5月27日	欧州委員会が「多年度財政枠組み（MFF）（2021～2027年）」の新案を発表 ※従来のMFFに対し、新型コロナからの復興のための基金（「次世代のEU」）を含めて増強
2020年7月8日	「エネルギーシステム統合戦略」及び「欧州の気候中立に向けた水素戦略」を発表 完全に脱炭素化され、より効率的で相互に関連したエネルギー産業を目指す
2020年9月17日	「欧州気候法」規則案の修正及び2030年の温室効果ガス排出削減目標（1990年比）を「少なくとも55%」とする提案を公表

欧州グリーン・ディールの要素



（出典）欧州委員会HPよりみずほ情報総研翻訳

欧州委員会のキーパーソン

- 欧州グリーンディール政策において農業分野に影響を与える欧州委員会のキーパーソンを以下に示す。なお、欧州グリーンディール政策の委員グループのメンバーは、フォン・デア・ライエン委員長の下、ティーマンス上級副委員長を筆頭に7名だが、ここでは特に農業に関わりの深い4名の委員とドムブロフスキ人々のための経済・通商担当委員を挙げる。
- 本業務では、F2F 戦略のキーパーソンである、フォン・デア・ライエン委員長、ティーマンス上級副委員長（グリーンディール政策主担当）、キリアキデス保健衛生担当委員（F2F 戦略主担当）、ヴォイチェホフスキ農業担当委員（CAP担当）等をはじめ、以下のキーパーソンを中心に環境への関心を高めている発言内容又はその背景について注視する必要がある。



ヴォイチェホフスキ農業担当委員
(CAP・グリーンディール政策担当)

- ・ 高いレベルでの環境・気候目標を達成させる次期CAP改革の最終合意を目指す
- ・ 食料生産の持続性を向上させる



キリアキデス保健衛生担当委員
(F2F 戦略主担当・グリーンディール政策担当)

- ・ F2Fにより化学合成農薬、肥料、抗微生物薬、内分泌かく乱作用物質の使用とリスク削減
- ・ フードロスの削減
- ・ 持続可能性に関する消費者情報を改善



フォン・デア・ライエン委員長



ティーマンス上級副委員長
(グリーンディール政策主担当)

- ・ 2050年までの気候中立
- ・ 移行のための基金
- ・ 生物多様性戦略
- ・ 汚染ゼロ戦略
- ・ 循環経済
- ・ 持続可能な食料のためのF2F
- ・ 気候目標を達成するための税制



シンケヴィチュス
環境・海洋・漁業担当委員
(グリーンディール政策担当)

- ・ 2030年に向けた生物多様性戦略のアップデート
- ・ 新しい循環経済行動計画の策定

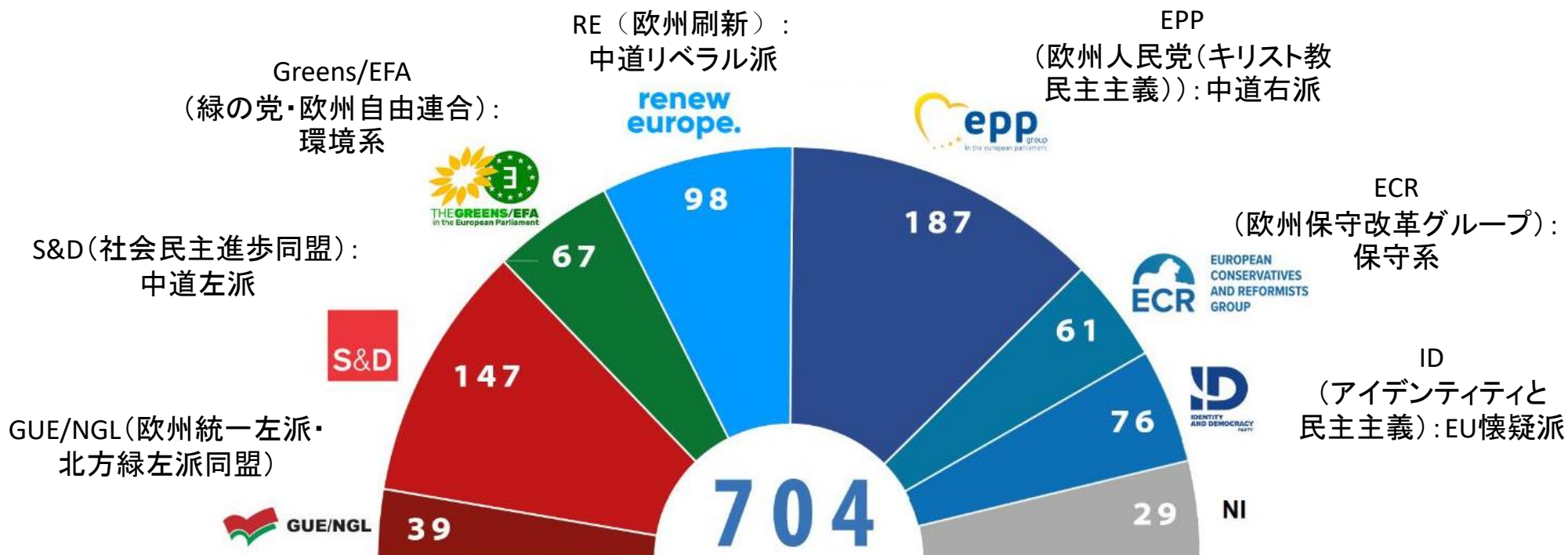


ドムブロフスキ
人々のための経済・通商担当委員(暫定)

- ・ 炭素税の策定
- ・ 貿易協定における持続可能性に関する条項の策定

欧州議会政党の構成

- 2019年5月に実施された欧州議会選挙の結果、1979年以来40年間にわたり安定的過半数を占めてきた中道右派の欧州人民党(EPP)と中道左派の社会民主進歩同盟(S&D)の2大政党グループの総議席数が過半数を割った。一方、同じ親EU勢力である中道リベラル派の欧州刷新(RE)と緑の党・欧州自由連合(Greens/EFA)が議席を伸ばし、環境系政党が躍進している。
- このことから、欧州グリーンディール及びF2F戦略において、環境団体や環境系政党の影響は無視できないものがあり、今後の政策策定において、欧州議会の構成についても留意し、環境対策へのより深いコミットの要求等、各方面からの意見にどのように対応していくのかを注意深くフォローする必要がある。

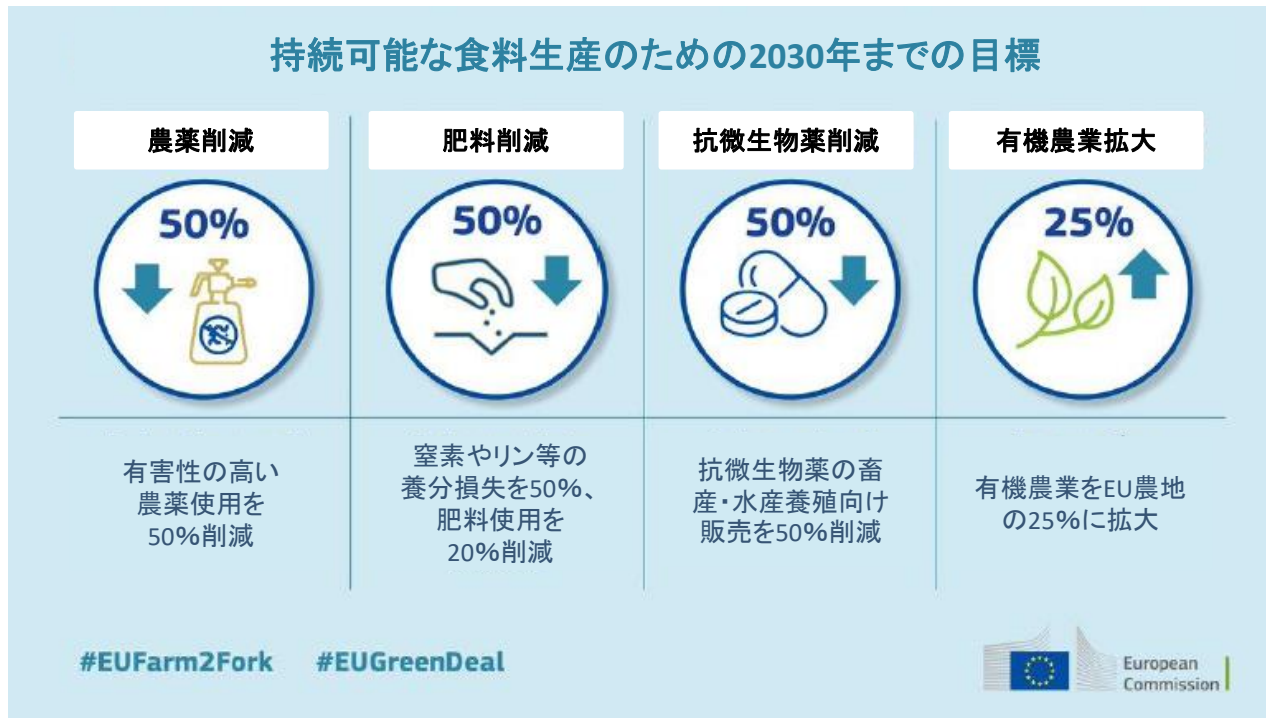


※英国のEU離脱に伴い、2020年2月1日付で議席配分の見直しが行われ、総議席数は751議席から705議席に削減。現在、スペイン代表の1席が空席になっており、704議席(2020年3月2日更新)。

F2F戦略の概要

- F2Fの政策課題は、①食料生産の持続可能性、②食料安全保障、③加工・流通・食品サービスの持続可能性、④持続可能な消費と食生活、⑤食品廃棄の削減、⑥食品偽装との闘い、の6分野に整理されている。このうち、農業に直接関わるのは①の分野であり、特に農薬・肥料・抗微生物薬の使用抑制と有機農業の拡大に関しては30年までの野心的な数値目標が以下のとおり示されている。

欧州委員会によるF2F戦略案の主な内容



- ・ 人的および財政投資の必要性
- ・ 農林業における炭素隔離と報酬
- ・ 循環バイオエコノミー
- ・ 再生可能エネルギー
- ・ 畜産による温暖化ガス排出の削減
- ・ 動物福祉法制の見直し
- ・ 新たな病虫害に対処し、農薬への依存を減らすための革新
- ・ CAP戦略計画への勧告
- ・ 持続可能な漁業生産
- ・ 持続可能な生産のための集团的取組みに係る競争ルールの明確化

(出典) 平澤 (2020)「EUフードシステムの気候・環境戦略「F2F」とCAP改革」

(出典) 欧州委員会HPよりみずほ情報総研翻訳

F2F戦略の実施スケジュール

- F2F戦略の行動計画と実施スケジュールは以下のとおり。2024年にかけて27項目の制度見直しや新施策が予定されている。最初の取り組みの一つは、2020年12月のCAP戦略計画への勧告であり、2023年末までに持続可能なフードシステム枠組法制の提案を行う。

Farm to Fork 戦略 行動計画一覧

アクションプラン		2020	2021					2022				2023				2024			
		Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
1	持続可能なフードシステムに関する法的枠組みの提案																		
2	食料供給・食の安全保障を確保するための危機管理計画の策定																		
3	共通農業政策(CAP)の戦略プランが公式に提出される前に、CAPの9つの目的に関する各加盟国への勧告を採択																		
4	農薬の使用・リスク・依存度を大幅に削減し総合的病害虫管理(IPM)を強化するため、持続可能な農薬の使用に関する指令の改正を提案																		
5	バイオ有効成分を含む農薬の販売を促進するため、農薬規制の枠組みの下での関連実施規制を改正																		
6	データギャップを克服し、証拠に基づく政策立案を強化するため、農薬統計規制の改正を提案																		
7	動物輸送や食肉処理を含む既存の動物福祉に関する規制の評価と改正																		
8	畜産業による環境への負荷を削減するため、飼料添加物規制の改正を提案																		
9	持続可能な農業の幅広い普及に貢献することを目的として、現在の農家会計データネットワーク規制を農家持続可能性データネットワークに移行させるための改正案																		
10	持続可能性に関連する集団行動に関して、EU競争法の適用範囲を明確化																		
11	1次生産者のフードチェーンにおける立場を支えるべく、彼らの協力を強化するための立法措置と、透明性向上のための非立法措置																		
12	EU・カーボン・フーミング・イニシアチブ																		
13	企業統治の枠組みの向上(食品産業が持続可能性を企業戦略に取り込むことの要求を含む)																		
14	食品のサプライチェーンにおける責任を伴ったビジネスと販売活動のためのEU規範と監視の枠組みの開発																		
15	加工食品の原料配合の変更の促進(特定の栄養素の最大含有量の設定を含む)																		
16	塩・砂糖・脂質の多い食品の販売促進を抑制するための栄養プロフィールの作成																		
17	食の安全性を向上させ、市民の健康を確保し、食による環境フットプリントを削減するため、食品包装に関するEU規制の改訂の提案																		
18	持続可能な製品の供給と採取を保障するため、農作物および水産物のEUマーケティング基準の改正の提案																		
19	単一市場のルール強化と食品詐欺対策の強化(欧州不正対策局(OLAF)の調査機能の強化・活用を含む)																		
20	消費者が健康的な食品を手に入れるよう、食品包装の表面での栄養表示義務化の提案																		
21	特定の製品に原産地表示を求める提案																		
22	学校や公共機関でオーガニック製品を含む健康で持続可能な食事を推進するため、持続可能な食品調達に最低限の必須基準を設けるための最善の方法を決定																		
23	消費者が持続可能な食品を選択できるような食品ラベル表示の枠組みの提案																		
24	持続可能な食料生産と消費への寄与を高めることを目的とした、EUの農産物・食品促進プログラムの見直し																		
25	健康的で持続可能な食品に再び焦点を当てることを目的とした、EU内の学校に関する法的枠組みの再検討																		
26	食品廃棄物削減のEU目標を提案																		
27	販売期日(「消費期限」や「賞味期限」)に関するEU規則の改正の提案																		

F2F戦略の主な課題

- F2F戦略は、農業生産から消費に至るフードシステムの全体を対象としており、農業のあり方を根本的に変えることによって欧州グリーンディールを支援することを目指している。
- F2F戦略に基づく、フードバリューチェーン上の主な課題、及びその解決のためにF2F戦略上（持続可能なフードシステムへの移行のため）、重要とされる主な項目を以下に挙げる。

持続可能なフードシステムへの移行に関する重要項目

一次生産
(CAP、農業、肥料、福祉、薬剤耐性
(AMR) 等)

食品加工と流通
(持続可能な食料生産を刺激)

消費者のエンパワーメント

フードロス対策

農場

To

食卓



COVID-19の影響① 欧州委員会の対応(農業分野)

- 2020年から本格化した欧州におけるCOVID-19感染拡大の影響は、MFF策定の遅れ等、欧州の農業政策にも影響を与えている。2020年に発表された主な農業関連施策を以下に示す。
- 欧州におけるCOVID-19新規感染者数は、3月下旬前後に1回目のピークに達し、その後減少傾向にあったが、夏季休暇前後から再び増加し始め、8月中旬から急増傾向にある。2020年9月26日時点で、欧州におけるCOVID-19の一日の新規感染者数は7万9,100人に上り、感染者数の増加を受け、各国では2020年11月頃から2021年春にかけ、再び規制強化の動きが出た。
- COVID-19感染拡大の影響による経済へのダメージ、また経済回復の議論において、各産業間で優先分野や予算配分の競争が厳しくなっており、2021年以降もCOVID-19感染拡大が与える経済的・財政的影響について注視する必要がある。

COVID-19危機に対するEUの対応策(農業分野)

- COVID-19危機に対し、EUは3月中旬頃から経済支援策を開始し、各方面での緊急の施策・対策を打ち出した。雇用や事業を守るためのEUの経済支援策は、以下の3つのセーフティネットから構成される(総額5,400億ユーロ)。
 - 欧州投資銀行(EIB)の支援: 企業の保護
 - 欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism: ESM)の支援: 国家予算の保護
 - 欧州委員会が運用する一時的助成金: 雇用と労働者の保護(後述の「SURE」が該当)
- 3月16日、欧州委員会は、経済活動の継続性の確保に重要な輸送について、特に食品や医薬品、医療機器等の必需品のサプライチェーン確保の観点から、当該貨物の輸送についての優先レーン(グリーン・レーン)を国境に導入するよう加盟国に求めた。同レーンは、指定の主要国境検問所に設けられ、検査は15分以内に実施される。
- 3月30日、欧州委員会は、季節労働者の国境を越えた往来が持続的なサプライチェーンを促進するために不可欠であるとするガイダンスを発表。
- 3月31日、欧州委員会は、学校給食用の果実、野菜、牛乳事業に2億5000万ユーロを各加盟国に配賦すると決定した。これにより、COVID-19による休校で供給されなかった果実、野菜、牛乳・乳製品についても支払いを行うことが可能となった。
- 5月19日、EU理事会(閣僚理事会)は、COVID-19感染拡大により、収入や所得に打撃を受けた労働者や自営業者を支援するため、欧州委員会が提案した、「緊急時の失業リスク緩和のための一時的支援策(SURE)」を採択し、6月1日から運用を開始した。SUREの資金は、加盟国から集めた総額250億ユーロを初期資金とし、欧州委員会がEUの高い信用格付を背景に、国際金融市場から1,000億ユーロを調達する予定。
- 7月1日、ドイツがEU理事会における2020年下半年期(2020年12月まで)の議長国に就任。EU議長国は、各EU加盟国が6か月間の任期を輪番制で担い、各分野の会合で議長を務めるため、同期間内は議長国の意向が強く出る傾向にある。今期、ドイツは、COVID-19感染拡大の克服を優先課題とした上で、
①長期的なCOVID-19危機の克服および経済復興、②より強力で革新的な欧州、③公正で持続可能な欧州、④欧州の安全保障と共通価値、⑤世界における強い欧州、を重視すると述べた。

COVID-19の影響① 欧州委員会の対応(CAP関連)

COVID-19危機に対するEUの対応策(CAP関連)

- 3月25日、欧州委員会はCOVID-19危機をうけ、農業・食品部門に対し、以下の措置を行うと発表した。
 - CAPの補助金申請期限延長: 2020年5月15日であった補助金申請期限を1か月延長。
 - 加盟国による補助の増額: 暫定多岐な補助枠組みが採択され、農家1戸あたり、最大10万ユーロ、食品企業は80万ユーロの補助を受けることが可能となる。同補助は、欧州委員会の事前の承認なく加盟国が独自に実施できるデミニミス助成に追加して支出することが可能。なお、前年に同助成の上限額は2万5000ユーロに引き上げられていることから、今回の措置で農家1戸当たりの最大補助額は12万5000ユーロとなる。
- 4月16日、欧州委員会は、農業部門へのキャッシュフローを増加させるため、以下の緊急措置を発表した。
 - 農家への支払の前払金の増額: EUの共通農業政策(CAP)のうち、農業者の収入保障として実施している直接支払いの前払金を現行の50%から70%へ、条件不利地等を講じている農村振興政策の前払金を同じく75%から85%へと増額した。生産者は、10月中旬から前払金を受け取ることができるようになる。
 - 現地確認の軽減: 本来、加盟国は生産者の補助金受給要件が満たされているかを確認する必要があるが、現状に鑑み、生産者と検査官の物理的接触を最小限に抑え、管理負担を軽減させる。現地確認に係るCAP予算の抽出率も5%から3%へと減らす。なお、現地確認については、農場訪問の代わりに、衛星画像の活用等、テクノロジーの活用も推奨する。
- 5月4日、欧州委員会は、共通農業政策(CAP)と共通市場機構(CMO)のスキーム下において利用可能な支援に基づき、EUの食料・農業部門を支援するための一連の措置を発表した。主な施策は以下のとおり。
 - 民間在庫補助 (PSA: Private Storage Aid) : PSAは、EUが特定の製品の一定期間の保管費用を支払うことにより、民間事業者を支援することを可能にするもので、供給を調整することでCOVID-19危機に伴う消費者需要の変化に対応する目的とする。なお、在庫として申請する製品はEU産であることが条件となる。対象となる品目は、脱脂粉乳、バター、チーズ、牛肉、羊・ヤギ肉等。
 - 市場支援プログラムの柔軟な実施: 主な対象分野は、ワイン、果物・野菜、オリーブ油、養蜂、学食等。
 - ワイン部門支援策: EUでは、ブドウの植栽が制限されているが、2020年にブドウ畑を拡張することができなかった、または拡張を望まなかったワイン生産者に対し、2020年に失効する植栽・再植栽許可の有効期間の延長が認められる。また、ワイン部門を支援するための「国別援助プログラム(NSP)」(現行は2019～2023年)の柔軟な運用が可能となり、各加盟国は、NSPに暫定的な新しい措置を含めることが認められる(例:ブドウの収穫量制限、副産物の蒸留、在庫のための支援等)。
 - EU競争法の適用除外措置: 以下の品目について、EU競争法の例外的措置を認める。

品目	認められた例外的措置	適用期間
生乳・乳製品 (Milk and Milk products)	・ 生乳生産量の調整	・ 2020年4月1日から6か月
加工用ジャガイモ (Potatoes for processing)	・ 市場からの撤退及び自由な流通、転用及び加工、備蓄、共同販促並びに暫定的な計画生産	・ 本規則の発効日 (5月5日) から6か月
生きている樹木・花き (Live plants and flowers)	・ 市場からの撤退と自由な流通、共同販促、暫定的な計画生産	・ 本規則の発効日 (5月5日) から6か月

日本への影響の可能性

グローバルリーダーとしての欧州

- 欧州委は持続可能なフードシステムへの円滑な移行を実現するため、「調査・投資」と「助言・知見の共有」という大きく2つの支援措置を掲げる。前者に関しては、欧州グリーン・ディール政策の下で、既に2020年に10億ユーロの拠出を予定。後者については、持続可能性に関する客観的で的確なデータを食料品関係者に提供するためのシステム構築を進めるとしている。
- F2F戦略と生物多様性戦略は、EU内の目標だけでなく、これらの戦略に対するEUの国際的な願望にも触れている。F2F戦略は、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」を踏まえ、世界的な移行をEUが主導することをうたう。価値観を共有する全てのパートナーとの「グリーン同盟」を追求すると述べている。EUは、持続可能性の章がすべての二国間貿易協定に存在することを確保するよう努力しつつ、この目標を支援するために貿易政策を活用することを目指す。
- 動物福祉、農薬の使用、抗微生物薬等の重要な分野において、第三国から意欲的なコミットメントを得ると言及しており、同分野に関連する国際機関における国際基準を推進し、高い安全性と持続可能性の基準を満たすアグリフードの生産を奨励している。加えて、食品分野の研究と技術革新で国際協力に注力することも盛り込まれた。特に気候変動の緩和と適応、持続可能な景観と土地の管理、環境保護と持続可能な生態系の活用といった分野を例示している。さらには、世界的な森林破壊に対するEUの関与を減らすため、欧州委は2021年に森林破壊に関与している製品のEU市場への投入を防ぐ(または最小化する)ための法制度を提案するとした。
- 生物多様性戦略の下、EUは、生物多様性に関する世界的な枠組みを確立するための第三国連合による努力をリードすることを目指している。同戦略はまた、将来のすべてのEU貿易協定の一部に生物多様性に関する条項を含むために貿易政策を活用すると述べている。

日本への影響の可能性

- F2F戦略には、栄養プロフィール制度の導入や栄養成分のパッケージ表面への表示義務化等、EUに食品を輸出する日本企業も今後対応が求められる可能性のある内容が含まれる。そのほか、動物福祉や持続可能性への配慮等、フードシステムの根本的な価値観に関わる内容も多い。仮に環境フットプリントの削減が食品事業者に義務付けられれば、そもそも「遠隔地から食品を輸入する」という行為自体が制約を受ける可能性もある。
- F2F戦略は防止、摘発、撲滅をEU加盟国や非加盟国と連携することで、食品偽装対策をより効果的に行うとしており、非加盟国からEU域内への輸入食品は、EUの環境基準を順守していなければならないと言及している。